

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 6 月 23 日 答申分

○答申の概要

- | | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700067号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700125号

第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和47年6月23日から同年7月5日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和47年6月23日から同年7月5日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和47年6月23日から同年7月5日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年6月23日から同年7月5日まで

請求期間の厚生年金保険の記録がないが、当該期間は、A社B事業所から同社D事業所に転勤しただけであり、請求期間も継続してA社に勤務していた。当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料は控除されていたはずであるので、当該期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録並びにC社及びE厚生年金基金の記録を管理するF企業年金基金の回答から判断すると、請求者は、請求期間にA社に継続して勤務し(A社B事業所から同社D事業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、F企業年金基金の回答により、昭和47年7月5日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票における昭和47年5月の記録から8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社及びF企業年金基金は、同企業年金基金が保管する請求者に係る厚生年金基金

加入員資格喪失届の資格喪失年月日が昭和47年6月23日となっており、請求期間当時、社会保険事務所（当時）に対し提出する厚生年金保険被保険者資格喪失届の様式は複写式であったことから判断すると、請求者の請求期間に係る当該資格喪失届の資格喪失年月日を社会保険事務所に誤って届け出た可能性があり、厚生年金保険料についても納付していない可能性がある旨回答していることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る昭和47年6月の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600991号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700011号

第1 結論

昭和56年10月から昭和57年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年10月から昭和57年9月まで

会社を退職後、特に年金に関する意識はなかったが、テレビを見て今のままでは将来年金がもらえなくなると思い、昭和58年頃に国民年金の加入手続を行い、過去2年分の国民年金保険料納付書を作成してもらった。請求期間の保険料は5万円から6万円位だったと思うが、きちんと納付しているはずであり、未納であることはおかしい。参考資料として、当該期間直後の国民年金保険料納付書・領収書(昭和57年10月から昭和58年3月分、昭和58年4月から同年9月分及び昭和59年1月から同年3月分)を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和58年頃に国民年金の加入手続を行い、過去2年分の国民年金保険料として、5万円から6万円くらいを納付したと主張しており、この金額は請求期間当時の国民年金保険料額とおおむね一致している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和59年11月に払い出されたものと推認され、このときに初めて、請求者の国民年金の加入手続が行われ、最初の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和56年8月1日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものであることから、当該払出時点では、請求期間は時効により既に国民年金保険料を納付できない期間である。

また、A市役所及び日本年金機構の回答によると、時効が成立している期間の国民年金保険料納付書・領収証書を作成することはないとしていることから、請求者に対し請求期間の納付書・領収証書が発行されたとは考え難く、上記手番払出時点では、昭和57年10月までしか遡って国民年金保険料を納付できないことから、請求者が記憶している加入手続の時期と異なる。

そのほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。